

浜松医科大学医学部附属病院における治験に係わる電子カルテのリモートSDVに関する経費算出基準

・契約単位で算定する経費

直接経費	①外部電子カルテ利用端末料	<p>端末の貸付料および通信料 算出基準:1 端末あたり 182,600 円/1 年 ※初年度のみ、お互いの合意のもと契約期間を月単位とすることができる。その際の金額は諸料金を12で割って月額料金を求め月数を乗じる金額(1円未満の端数が生じる場合には、その端数を四捨五入する)とする。 ※費用は原則前払い制とし、契約期間の途中で終了したとしても返金は行わない。 ※端末を他治験と共有する場合は、代表治験にて請求するものとする。</p>
	②リモートSDV業務経費	<p>リモートSDVシステムの管理、および運営に要する費用 算出基準:12,000 円/1 年 + 消費税額 ※端末を他治験と共有する場合においても請求するものとする。</p>
	③管理費	<p>当該治験に必要な事務的、管理的経費(セキュリティ管理、機器メンテナンス等) 算出基準:②×20%</p>
間接経費	—	<p>技術料、機械損料、その他 算出基準:(②+③)×30%</p>

【算定方法】

- ①:「国立大学法人浜松医科大学諸料金細則」にて算定する。
- ②、③、および間接経費:「経費算定表」にて算定する。

【請求方法】

機器貸与に関する覚書締結後、速やかに請求する。年度更新する場合は年度当初に算定し、第1四半期の請求と合わせて7月以降に請求する。

【問い合わせ先】

- ①: 医事課医事係
- ②、③、および間接経費: 研究協力課産学連携係